

平成30年5月17日
自然環境課
担当者：鵜飼
内線：4268
外線：076-225-1477

狩猟PRパンフレット及びポスター 「目指せ！ハンター！～狩猟、はじめませんか～」の配布について

近年、イノシシなどによる農林業被害が増加傾向にあることから、狩猟免許試験の受験者が年々増加しています。

こうした中、県では、更に狩猟者を確保するため、狩猟について初めて知る方に向けて、狩猟の魅力、狩猟免許の種類、狩猟者登録、狩猟のマナーなど、狩猟を始めるにあたって必要な情報を記載したパンフレットを作成しました。また、狩猟免許試験の日程等を記載したポスターも併せて作成しました。

本パンフレット及びポスターは、市町や石川県猟友会、JA、森林組合などの関係機関に配布するほか、県ホームページでも公表することとし、狩猟について広く県民の皆様にご理解いただくとともに、狩猟者の確保につなげていきたいと考えております。

1 内容

(1) パンフレット

- ・ 狩猟の魅力と役割
- ・ 狩猟について
- ・ 目指せ！ハンター
 - Step1 狩猟免許を取ろう
 - Step2 猟具を所持しよう
 - Step3 狩猟者登録をしよう
- ・ 狩猟の心がまえとマナー
- ・ 狩猟Q & A

(2) ポスター

- ・ 狩猟免許試験日程
- ・ 狩猟免許試験事前講習会日程

2 作成部数

(1) パンフレット

3,500部

(2) ポスター

130部

3 配布先

県内各市町、（一社）石川県猟友会の各支部、JA（17農協）、森林組合（4支所）、県各農林総合事務所、大学など

4 石川県自然環境課ホームページ

(<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kurashi/shizen/yaseichoju/index.html>)

5 問い合わせ先

石川県自然環境課 鳥獣グループ (TEL076-225-1477)

目指せ！ ハンター

～狩猟、はじめませんか～

狩猟の
魅力と役割

趣味として
の楽しみ

資源の
持続的利用

農林業等の
被害の防止

外来動物の
拡大防止

狩猟免許の種類

網猟

わな猟

第一種銃猟
(装薬銃等)

第二種銃猟
(空気銃)

平成30年度 狩猟免許試験日程

回数	月日	会場	申請期間
第1回	6月25日(月)	石川県庁行政庁舎 第1105会議室	5/17(木)～6/11(月)
第2回	8月 8日(水)	七尾サンライフプラザ 多目的ホール	6/29(金)～7/25(水)
第3回	9月16日(日)	地場産業振興センター 本館第1研修室	8/ 6(月)～8/31(金)
第4回	2月24日(日)	七尾サンライフプラザ 多目的ホール	1/11(金)～2/ 8(金)

狩猟免許試験

申請書提出先

事務所名	連絡先	所管エリア
南加賀農林総合事務所	0761-23-1707	小松市、加賀市、能美市、川北町
石川農林総合事務所	076-276-0528	白山市、野々市市
県央農林総合事務所	076-204-2100	金沢市、かほく市、津幡町、内灘町
中能登農林総合事務所	0767-52-2583	七尾市、中能登町、羽咋市、宝達志水町、志賀町
奥能登農林総合事務所	0768-26-2322	輪島市、珠洲市、穴水町、能登町

※狩猟免許についてのお問い合わせは、
県自然環境課(TEL 076-225-1477)
または、上記、県農林総合事務所まで

石川県平成30年度狩猟免許試験 検索
<http://www.pref.lshikawa.lg.jp/sizen/syuryou/h30shuryoumenkyo.html>



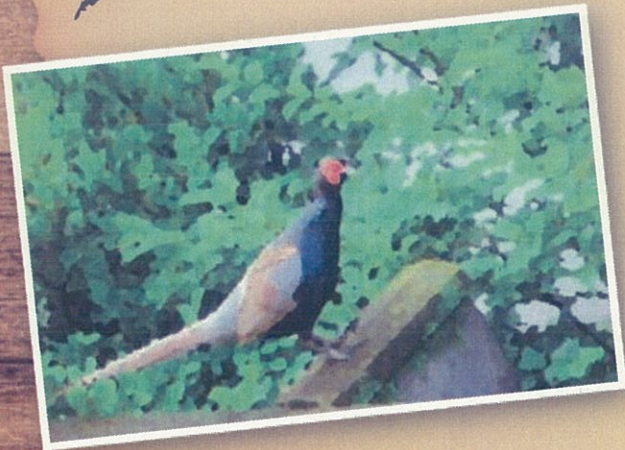
《参考》 一般社団法人石川県猟友会では、狩猟免許試験を受けられる方を対象に「狩猟免許試験事前講習会」を開催しています。
受講を希望される方は、一般社団法人石川県猟友会(TEL 076-264-4215)にお問い合わせください。

狩猟免許試験
事前講習会

回数	月日	会場	回数	月日	会場
第1回	6月17日(日)	地場産業振興センター 本館第7研修室	第3回	9月 9日(日)	地場産業振興センター 本館第1研修室
第2回	7月29日(日)	七尾サンライフプラザ 多目的ホール	第4回	2月16日(土)	七尾サンライフプラザ 多目的ホール

石川県生活環境部自然環境課

目指せ! ハンター!



狩猟、はじめませんか

石川県生活環境部自然環境課

狩猟の魅力と役割

人類は太古から野生鳥獣を狩り、生活の糧として利用してきました。

現代の狩猟は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律で定められた猟法で狩猟免許取得者が狩猟者登録し、狩猟期間に狩猟鳥獣を捕獲することを言います。

さて、狩猟の魅力と役割は、どんなものでしょうか。

①趣味としての楽しみ

現代では狩猟を職業としている人はほとんどいません。山野を歩き、野生鳥獣と出会い、愛犬や仲間と獲物を狩る楽しみは健康的なスポーツです。また、捕獲した野生鳥獣の肉を料理し、ジビエ料理を味わう楽しみは、最近注目を集めています。

②資源の持続的利用

一定のルールの中で野生鳥獣を捕獲する狩猟は、獲りすぎず、自然を上手に活用する持続可能な資源利用です。

③農林等被害の防止

近年、イノシシやツキノワグマ、ニホンジカなどによる農作物や人身への被害が大きな社会問題になっています。こうした中、増えすぎた動物を狩猟により捕獲することは、被害の予防や軽減につながり、社会に大きく貢献することになります。

④外来動物の拡大防止

アライグマやハクビシンなどの外来種も分布が拡大し、農林業や生活、生態系を乱す被害が起こっています。これらは狩猟鳥獣にも指定されており、狩猟は外来種の排除にも役立っています。



目次

1	狩猟について	1
2	目指せ！ハンター	2
	Step1 狩猟免許を取ろう	2
	Step2 猟具を所持しよう	4
	Step3 狩猟者登録をしよう	5
3	狩猟の心がまえとマナー	6
4	狩猟Q & A	7

ハンターになるまでの流れ

狩猟について知る

step1 狩猟免許を取得する

(1) 事前講習会の受講



(2) 狩猟免許試験受験

合格

狩猟免許取得

step2 猟具を所持する

【網・わな猟】
法定猟具の購入
(又は製作)

【第一種・二種銃猟】
講習会等の受講
猟銃所持許可取得 等

step3 狩猟者登録をする

狩猟に出る

1

狩猟について

狩猟とは、定められた猟法（法定猟具）と場所で、狩猟鳥獣を狩猟期間に捕獲することです。

狩猟を行うには、狩猟免許を所持し（猟法の種類に応じた免許）、狩猟期間前（期間中）に狩猟者登録を行う必要があります。

（1）狩猟免許の種類

免許の種類	定められた猟法（法定猟具）	対象鳥獣
網 猟	網（むそう網、はり網、つき網、なげ網）	主に鳥類
わ な 猟	わな（くくりわな、はこわな、はこおとし、囲いわな）	主に獣類 （イノシシ・ ニホンジカ等）
第一種銃猟	装薬銃（ライフル銃・散弾銃）、空気銃	鳥類、獣類
第二種銃猟	空気銃	主に鳥類

（2）狩猟鳥獣

①鳥類（28種類）

カワウ、ゴイサギ、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、エゾライチョウ、ヤマドリ（コシジロヤマドリを除く。）、キジ、コジュケイ、バン、ヤマシギ、タシギ、キジバト、ヒヨドリ、ニュウナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス

※現在、全国でメスヤマドリ及びメスキジが狩猟できません。石川県ではそれに加え、バン、クロガモが狩猟できません。（H25.11.15～H30.11.14）

②獣類（20種類）

タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、テン（ツシマテンを除く）、イタチ（雄）、チョウセンイタチ、ミンク、アナグマ、アライグマ、ヒグマ、ツキノワグマ、ハクビシン、イノシシ、ニホンジカ、台湾リス、シマリス、ヌートリア、ユキウサギ、ノウサギ

（3）狩猟期間

石川県では、11月15日から翌年2月15日までが狩猟期間となっています。ただし、イノシシとニホンジカに限り、11月1日から翌年3月31日まで狩猟ができます。

※P8参照

（4）狩猟のできない場所

鳥獣保護区、休猟区や公道、社寺境内・墓地などでは、狩猟が禁止されています。

法律を熟知し、「鳥獣保護区等位置図（ハンターマップ）」を良くご覧下さい。

※「鳥獣保護区等位置図（ハンターマップ）」は狩猟者登録された方に交付しています。

2

目指せ！ハンター

Step1 狩猟免許を取ろう

(1) 事前講習会

試験の1～2週間前に、(一社)石川県猟友会主催の「狩猟免許試験事前講習会」が開催されます。受講は任意ですが、試験前に狩猟に必要な知識や猟具の取り扱い等を学ぶことができます。

受講を希望される方は、(一社)石川県猟友会 (TEL: 076-264-4215) にお問い合わせください。(テキスト代等3,000円の費用負担あり)

(2) 狩猟免許試験

狩猟免許試験は、免許の種類ごとに、毎年複数回実施しています。受験の申込みや、試験に関する日時、場所等の詳細については、県自然環境課 (TEL: 076-225-1477) 又は、住所地を所管する県農林総合事務所にお問い合わせください。

※詳細については必ず狩猟免許試験実施要領をご覧ください。

【県自然環境課ホームページ】<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/sizen/>

受験資格

石川県内に住所を有する方 (ただし、狩猟免許の失格要件に該当する方を除く。)

受験申請時に必要な書類と手数料

- ア 狩猟免許申請書
- イ 医師の診断書 (申請書提出日以前の3ヶ月以内)
※失格要件に該当しない旨を証明するもの
- ウ 写真 (縦3.0cm、横2.4cm) 及び返信用封筒 (82円切手を貼付したもの)
- エ 狩猟免許手数料 5,200円分の石川県証紙 (現金による納付は不可)

狩猟免許申請書等の提出先 (住所地を所管する県農林総合事務所)

事務所名	連絡先	所管エリア
南加賀農林総合事務所	0761-23-1707	小松市、加賀市、能美市、川北町
石川農林総合事務所	076-276-0528	白山市、野々市市
県央農林総合事務所	076-204-2100	金沢市、かほく市、津幡町、内灘町
中能登農林総合事務所	0767-52-2583	七尾市、中能登町、羽咋市、宝達志水町、志賀町
奥能登農林総合事務所	0768-26-2322	輪島市、珠洲市、穴水町、能登町

試験科目

試験は次のア～ウについて行われます。全てに合格した方に狩猟免許が交付されます。

試験科目		合格基準
ア	知識試験 <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令 ・鳥獣の判別 ・猟具の取扱い ・鳥獣の保護管理に関する知識 	正解率70%以上 (30問中) (21問以上正解)
※「知識試験」合格者のみ「適性試験」、「技能試験」の受験ができます。		
イ	適性試験 <p>【視力】 ※矯正視力含む</p> <ul style="list-style-type: none"> ・わな猟・網猟 両眼0.5以上（1眼が見えない場合、他眼の視野が左右150度以上、視力0.5以上） ・第一種、第二種銃猟 両眼0.7以上、片眼0.3以上（1眼が見えないまたは0.3に満たない場合は、他眼の視野が左右150度以上で、視力0.7以上とする） <p>【聴力】 ※補聴器の使用が可能</p> <p>10メートルの距離で90デシベルの警音器の音が聞こえること</p> <p>【運動能力】 ※補助具の使用が可能</p> <p>四肢の屈伸、拳手及び手指等の運動が可能であること</p>	
ウ	技能試験 <p>【試験科目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・猟具の取扱い (わな猟、網猟) 使用可能猟具と禁止猟具を判別し、使用可能猟具1種類を捕獲可能な状態にセット。 (第一種銃猟) 模擬銃を使い、銃器の点検、分解及び結合、模造弾の装填、射撃姿勢、脱包操作、団体行動の場合の銃器の保持、銃器の受け渡し、休憩時の銃器の取扱い、空気銃の操作（圧縮操作、装填、射撃姿勢） (第二種銃猟) 模擬銃を使い、圧縮操作、装填、射撃姿勢 ・鳥獣判別 全猟具（共通）・・・狩猟鳥獣、非狩猟鳥獣について判別 ※対象となる狩猟鳥獣は、免許の種類によって異なります。 (例：わな猟は、獣類のみ) ・目測 ※第一種銃猟・第二種銃猟のみ 第一種銃猟……………300m、50m、30m、10mの目測を実施 第二種銃猟……………300m、30m、10mの目測を実施 	70点以上 (減点方式、) (30点減点で失格)

合格

合格者については、県自然環境課のホームページで受験番号を公表するとともに、知識試験合格者のみ試験結果（合否）を通知します。

Step2 猟具を所持しよう

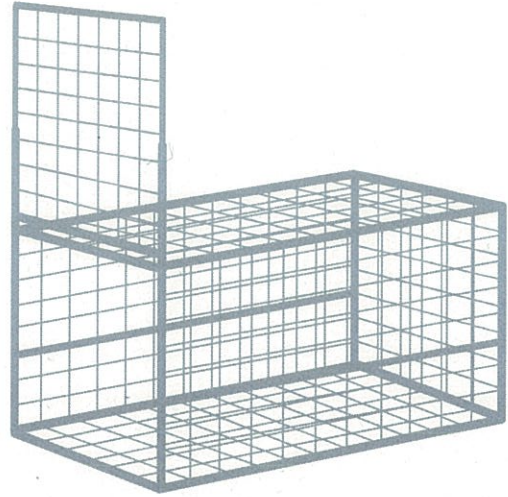
網・わな猟と銃猟では、所持の手続きが異なります。

銃所持のためには、銃砲刀剣類所持等取締法（以下「銃刀法」という）に基づき、公安委員会が行う講習会の受講や考査への合格等が必要になります。これらの必要な手続き等は住所地を管轄する警察署にご確認下さい。

わな・網

法定猟具の購入（または製作）

※猟具の所持に関する手続きは不要です。
猟具の購入先等は、石川県猟友会にお問い合わせください。



銃

銃等講習会、射撃教習等の受講

※警察による調査が行われるものがあります。

銃所持許可申請手続

※警察による調査が行われるものがあります。

銃等譲受（銃砲店）

銃確認（警察署）

※所持後、14日以内に管轄警察署に持参し、銃の確認を受けなければなりません。



Step3 狩猟者登録をしよう

狩猟期間（11月15日～2月15日）に、石川県内で狩猟を行おうとする方は、狩猟者登録をしてください。

ただし、イノシシ及びニホンジカに限り、狩猟期間が延長されています。（11月1日～3月31日）

受付期間

毎年、10月頃から狩猟者登録の受付が始まります。

登録申請書類を提出する県農林総合事務所により受付期間が異なるので、住所地を管轄する県農林総合事務所（P2参照）にお問い合わせください。

提出書類

- ア 狩猟者登録申請書
- イ 狩猟免状（原本の提示など）
- ウ 3,000万円以上の共済（石川県猟友会）又は損害賠償保険に加入（損害保険会社）又はこれと同等の資産（3,000万円以上）を有することの証明書（市町）のいずれか
- エ 写真（3.0cm×2.4cm）

狩猟者登録を受けることができない方

- ・ 狩猟免許を有しない方
- ・ 狩猟免許の効力の停止処分を受けている方
- ・ 狩猟に伴う損害の賠償のためのハンター保険等に加入していない方

登録費用

①狩猟税

免許種別	通常の場合	ア～ウに該当
網	8,200円	5,500円
わな	8,200円	5,500円
第1種	16,500円	11,000円
第2種	5,500円	—

ア 当該年度の県民税（個人）の所得割額の納付を要しない方で、控除対象配偶者又は扶養親族に該当しない方

イ 当該年度の県民税（個人）の所得割額の納付を要しない方の控除対象配偶者又は扶養親族に該当する方

ウ 当該年度の県民税（個人）の所得割額の納付を要する方の控除対象配偶者又は扶養親族で、農業、水産業又は林業に従事する方

②狩猟者登録手数料（1件につき1,800円）

③郵送料（各農林総合事務所により異なる）

※①②については、石川県証紙による納入に限ります。（現金による納付は不可）

登録手続後、交付されるもの

- ・ 狩猟者登録証
- ・ 狩猟者記章
- ・ 石川県鳥獣保護区等位置図（ハンターマップ）等

3

狩猟の心がまえとマナー

狩猟は、鳥獣の生命を奪う行為です。また、一歩間違えれば、自分自身や周囲にも取り返しのつかない危険を及ぼすことがあります。（狩猟事故等が発生した場合は、狩猟に対するマイナスのイメージを持たれる方も少なくないのが現状です。）

ハンター（狩猟者）は、こういったことを自覚し、責任ある行動と、法令やマナーを守って安全な狩猟を行う必要があります。

狩猟者の守るべき事項

【狩猟禁止の場所】

鳥獣保護区（特別保護地区を含む）、休猟区、公道、公園等、社寺境内、墓地、捕獲禁止区域（指定の鳥獣のみ可）では狩猟禁止です。

【銃猟やわな猟の禁止】

- 特定猟具使用禁止区域（指定猟具の使用禁止）
- 住居が集合している地域、広場、駅など多数の者が集合する場所
- 日の出前、日没後（銃猟に限る。一部例外規定あり。）
- 人、飼養動物、建物、電車に対しては禁止。また、銃猟の場合自動車、船舶に対しても禁止。

【狩猟の承諾等】

垣、柵などで囲われた土地、作物のある土地、猟区では狩猟の承諾が必要。

【猟法の禁止】

（危険防止の目的）

爆発物、劇薬、毒薬、据銃、おとし穴（陥穽）、その他人の生命等に重大な危害を及ぼすおそれがあるわなは禁止。

（狩猟鳥獣保護の目的）

- ① はり網の使用（ただし、ノウサギの捕獲には使用可。また、人が操作してはり網を動かす方法では狩猟鳥獣を捕獲してよい。）
- ② 運行中の自動車からの銃器の使用
- ③ 狩猟鳥類・ヒグマ・ツキノワグマに対してのわなの使用
- ④ 狩猟獣類にはおし又はとらばさみの使用、さらに、輪の直径十二センチメートルを超えるくくりわな、締付け防止金具が装着されていないくくりわなの使用、イノシシ及びシカについてはこれに加えてよりもどしが装着されていないくくりわな、ワイヤーの直径が四ミリメートル未満であるくくりわなの使用。（注：ヒグマ及びツキノワグマについては、くくりわなを含むすべてのわなの使用が禁止）
- ⑤ つりばり、とりもち、矢又はキジ笛の使用
- ⑥ ヤマドリ（コシジロヤマドリを除く）、キジを捕獲するためのテープレコーダー等電気音響機器の使用
- ⑦ 同時に31以上のわなを使用する方法
- ⑧ 法定猟法を使用せず、犬を使って捕獲する方法 等

その他、狩猟の禁止、所持等の禁止、標識の添付、譲渡等の禁止、報告等の義務を守ることが重要です。

（注）

「住居が集合している地域」とは、判例（最高裁平成12年2月24日判決）によれば、次の地域は「住居が集合している地域」に該当するとされています。

なお、これより人家がまばらな地域であっても、当該地域に該当する場合があるので注意すること。

「人家と田畑が混在する地域内にあり、発射地点の周囲半径約200メートル以内に人家が約10軒ある」場所

4

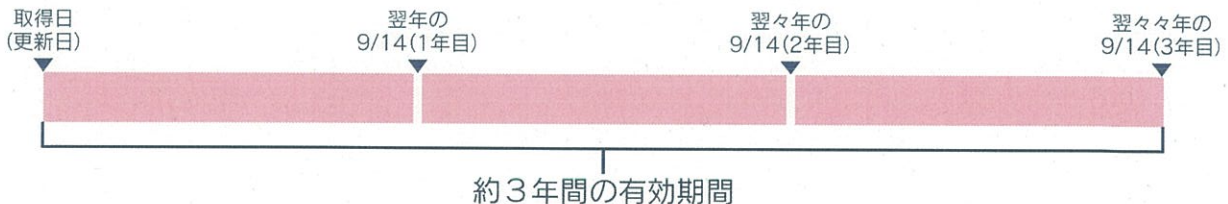
狩猟Q&A

Q 狩猟免許にはどんな種類があるの？

A 網猟、わな猟、第一種銃猟、第二種銃猟の4種類があります。第一種銃猟は装薬銃（散弾銃、ライフル銃）の免許、第二種銃猟は空気銃の免許です。なお、第一種銃猟免許を持っていれば空気銃も使用できるので、併せて第二種銃猟免許を取得する必要はありません。

Q 狩猟免許は一度取得したら、ずっと有効なの？

A 3年毎に更新が必要です。狩猟免許を初めて取得した年又は狩猟免許を更新した日から数えて、3年目の9月14日が有効期間の満了日ですので、3年毎に県が開催する「狩猟免許更新の適性試験及び講習」を受講しましょう。基本的に更新は自己責任ですので、期限切れしないよう注意してください。なお、更新には費用がかかります。



Q 狩猟して良い鳥獣の種類は？

A 法律で、獣類20種類と鳥類28種類※の48種類に限定されています。
 ※現在、全国ではメスヤマドリ及びメスキジが狩猟できません。石川県では、それに加え、クロガモ及びバン（H25.11.15～H30.11.14）が狩猟できません。

Q 有害鳥獣捕獲と狩猟の違いは？

A 有害鳥獣捕獲は農作物や生活環境被害があったときに許可を受けて捕獲するものです。

狩猟は、狩猟免許者が、狩猟者登録を行ったうえで、狩猟期間中に法定猟法で狩猟鳥獣を捕獲するものです。

Q 狩猟免許を取得すれば、直ぐに、狩猟（又は鳥獣の捕獲）ができるの？

A 狩猟免許を取得しただけでは、狩猟（又は鳥獣の捕獲）はできません。狩猟をするには、狩猟をしたい場所の都道府県に対して、狩猟者登録をしなければいけません。石川県の狩猟期間は次のQ&Aのとおりです。狩猟者登録の手続き開始は、10

月以降となりますので、お住いの地域の農林総合事務所までお問い合わせください。

また、狩猟期間以外に、鳥獣の捕獲をする場合は、法令に基づき捕獲許可を受けなければ捕獲はできません。お住いの市町やその地域の農林総合事務所までお問い合わせください。

Q 狩猟期間はいつからいつまでなの？

A 石川県では、11月15日から翌年の2月15日までが狩猟期間です。ただし、イノシシとニホンジカに限り、11月1日から翌年3月31日まで捕獲可能です。



※イノシシ・ニホンジカのみ

- (①及び③ (11/1～14、3/1～31) ははこわな及び止めさしのための銃猟のみ)
(② (2/16～2月末) は銃猟及びわな猟)

Q 狩猟者登録をすれば、どこでも狩猟して良いの？

A 鳥獣保護区や住宅密集地等、狩猟ができない場所があります。法律を熟知するとともに、狩猟者登録時にお渡しする「鳥獣保護区等位置図 (ハンターマップ)」をよくご覧ください。

なお、狩猟免許は全国で有効なものですが、狩猟者登録は狩猟を行おうとする都道府県でそれぞれ登録する必要があります。

Q 銃を所持するにはどういった手続きが必要なの？

A 銃刀法に基づく「銃の所持許可」が必要です。最寄りの警察署にお問い合わせください。

Q 狩猟免許を取得すれば、直ぐに、市町の有害鳥獣捕獲隊員になれるの？

A 狩猟免許を取得しただけでは、市町の有害鳥獣捕獲隊員になることはできません。

狩猟経験が必要になりますので、詳しくは、お住いの市町担当課へお問い合わせください。

Q ハンターとして狩猟をはじめるとまでに必要な経費は？

A ハンターとして、狩猟をはじめるとするために必要なおおよその経費は、以下のとおりです。

その他にも、試験受験時に必要な診断書の費用や猟具を購入するための費用が必要となります。

単位：円

区分	狩猟免許 受験料	事前講習会 受講料 (テキスト代等)	狩猟税	狩猟者登録 手数料	合計
網	5,200	3,000	8,200	1,800	18,200
わな	5,200	3,000	8,200	1,800	18,200
第一種	5,200	3,000	16,500	1,800	26,500
第二種	5,200	3,000	5,500	1,800	15,500

※他の免許を既に取得している者の受験料は、3,900円

※3年ごとに更新 2,900円/件

※事前講習会は（一社）石川県猟友会が主催する講習会です。

なお、猟友会に入会する場合は年会費等、以下とおり所要の経費が別途必要です。

〔猟友会年会費等〕

単位：円

区分	県猟友会会費	帽子	ベスト	共済手数料等	合計
網	6,500	1,000	3,000	1,200	11,700
わな	6,500	1,000	3,000	1,200	11,700
第一種	7,000	1,000	3,000	1,500	12,500
第二種	7,000	1,000	3,000	1,000	12,000

※第一種銃：装薬銃（ライフル銃・散弾銃）、空気銃 第二種銃：空気銃

※別途、大日本猟友会会費が必要となります。

※新規会員は、帽子・ベストが無料配布となります。

狩猟免許試験事前講習会や猟友会入会に関することなどについては以下までお問い合わせください。

一般社団法人 石川県猟友会 TEL.076-264-4215



目指せ！ハンター ～狩猟、はじめませんか～

平成30年5月発行

【発行】

石川県生活環境部自然環境課
〒920-8580 石川県金沢市鞍月 1-1
TEL. 076-225-1477

